

入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱い要領

制 定 平成 14 年 6 月 1 日

改 正 平成 18 年 5 月 19 日

第 1 趣旨

この要領は、本市が発注する工事について、入札のより一層の公正性、透明性を確保するため、入札者に入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求め、その算定根拠の確認等を行うための必要な事項を定める。

第 2 対象とする入札

工事費内訳書の提出の対象とする入札は、大阪市財政局契約監理部が行う工事の請負に係る一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。以下同じ。） 公募型指名競争入札（ただし、解体工事、塗装・防水工事を除く。）及び指名競争入札とする。

第 3 提出を求める工事費内訳書

(1) 提出を求める工事費内訳書は、入札書に記載される金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 件名

イ 本店（主たる営業所）所在地、又は受任者を設けている場合にあっては支店若しくは営業所の所在地

ウ 商号又は名称

エ 代表者役職氏名又は受任者役職氏名

オ 押印（届出印鑑のもの。ただし電子入札案件の場合は不要）

カ 入札金額の内訳（入札金額に対応する内容で、本市が求める項目毎に記入のこと。）

(2) 本市が必要と認める場合には、予め工事費内訳書の書式を入札参加者に交付し、当該書式により求めることができる。

第 4 提出期限

工事費内訳書の提出の対象とする入札において、各々の工事費内訳書提出期限を次のとおりとする。

(1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札

公告文、入札説明書又は公示文各項の定めによる。

(2) 指名競争入札

電子入札システム上で入札した場合

落札決定日の勤務時間内とする。

勤務時間内に提出がない場合は、落札決定日翌日に本市競争入札指名停止措置要綱第 11 条の規定に基づき口頭で警告し、同日の勤務時間内に提出させるものとする。

財政局契約監理部入札室で入札書を投函した場合

落札決定時とする。

提出がない場合は、本市競争入札指名停止措置要綱第 11 条の規定に基づき口頭で警告し、落札決定日翌日の勤務時間内に提出させるものとする。

ただし、落札決定日翌日が本市における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が続くときは、休日最終日の翌日）とする。

(3) 上記(1)(2)により難しい場合は、別途定めるものとする。

第 5 工事費内訳書の確認等

(1) 提出された工事費内訳書が、公正かつ適正に見積もられていることの確認は、設計担当課等により行う。(ただし、大阪市財政局契約監理部において確認できる場合はこの限りでない。)また、確認にあたり、必要があると認められる場合は、工事費内訳書の提出者に説明を求めると及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めることができるものとする。

(2) (1) の確認の結果、公正かつ適正に見積が行われていない疑いのある場合は、工事費内訳書の内容等を記録し、公正入札調査委員会に報告するものとする。

第 6 落札決定等の無効

提出期限を過ぎても工事費内訳書の提出がない場合又は本市の指示に従わない場合は、落札決定又は落札候補者決定を無効とする。

第 7 その他

同一年度内で繰り返し警告を行った場合は、大阪市競争入札指名停止措置要綱による指名停止を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。

2 この要領による改正後の入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱い要領第 2 の規定は、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札に付する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて適用し、同日前に入札に参加させようとする者を指名した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。